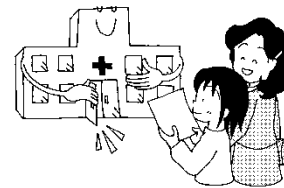


4 児童の健康について

1 治療をおすすめします

就学時健康診断の結果、治療や検査を勧められたお子様は、ぜひ入学前に受診を受けてください。



2 お知らせください

(1) かかりつけの医師より指示を受けている場合

- ① 心臓病、腎臓病、てんかん、ぜんそく、その他
- ② アレルギー体質（使うことができない薬、食べることができない食品、触れることができないものなど）
- ③ 制限をうけていること（泳ぐ、走るなどの運動面）

(2) 欠席する場合

- ① 朝のうちに必ず連絡してください。（欠席・遅刻連絡フォーム、電話、連絡帳等）
- ② 翌日欠席する場合も、その都度連絡願います。

(3) 保護者の連絡先

学校でけがをしたり体調が悪くなったりして、早退や病院の受診が必要と判断した場合は、保護者の方にお迎えをお願いしています。確実に連絡のとれるところをお知らせください。（事前にお知らせいただくことがある場合は御相談ください。）

3 学校感染症について

医師より学校感染症（新型コロナ感染症、インフルエンザ、流行性耳下腺炎、水痘など）と診断されましたら、すぐに学校へ連絡してください。感染拡大を防ぐために「出席停止」となります（欠席扱いになりません）。出席停止基準については別紙様式を参照願います。（手続きの書類は、しおりのコピー、学校HPからダウンロード可）

4 けがと給付金について

(1) 学校管理下内のけが（登校から下校まで）

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

(2) 学校管理下外のけが（下校後や休日など）

宮城県PTA安全互助事業「保険制度」※登下校時も対象



※ (1)・(2)は、毎年全児童の加入をお願いしています。

詳細な内容と掛け金については、4月のPTA総会時にお知らせいたします。お子様が万が一けがをされて受診した場合は、担任か養護教諭にご連絡ください。

「入学準備について」とあわせてお読みいただき、

4月からの学校生活に備えてください。



出席停止通知書（インフルエンザ用）

令和 年 月 日

保護者 様

岩沼市立岩沼小学校長

学校保健安全法第19条に基づき、他児童への感染を防止するため、お子さんの出席を停止いたします。
なお、出席停止期間中は欠席にはなりません。

つきましては、趣旨を十分にご理解の上、お子さんの健康に一層ご留意されますようお願い申し上げます。

1 学年・組・氏名 学年 組 氏名

2 出席停止理由（病名） インフルエンザ

※医師から指示を受けたことについて、下記へ保護者の方が記入し、治癒後 登校時に提出してください。

岩沼市立岩沼小学校長 殿

出席停止にかかる感染症の治癒について

1 病名：インフルエンザ [A型 ・ B型 ・ その他()] …○をつけてください。

2 発症日： 令和 年 月 日 () …発熱等 症状がでた日

3 診断年月日： 令和 年 月 日 ()

4 出席停止期間：令和 年 月 日 () ～ 月 日 () まで

5 通院した医療機関名

上記、治療の結果、治癒軽快しましたので登校いたします。

令和 年 月 日

保護者名 印

＊＊ インフルエンザによる出席停止期間の基準 ＊＊

「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」（学校保健安全法施行規則第19条）

発症した日を0日として5日間 かつ、熱が下がってから2日間は登校できません。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 出席停止になる感染症の種類と出席停止の期間 (学校保健安全法施行規則第 19 条)

種類	病名	症状および出席停止期間の基準
第 1 種	病名略	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後(発熱の翌日を 1 日目として) 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ※別様式「インフルエンザ用出席停止用紙」を提出願います。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなった後、2 日を経過するまで
第 3 種	新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが荒屋に報告されたものに限る)	発症した後(症状が出現した日の翌日を 1 日目として) 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※医師による「出席停止にかかる感染症の治癒(軽快)証明書」の提出は必要ありません。
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス		
その他の感染症() ※必要があれば出席停止の措置を講ずることができる感染症で、医師の指示が必要となります。 第 3 種感染症として扱う場合もあるので、医師から感染防止の指示があった場合などは、学校へご相談ください。		

出席停止にかかる感染症の治癒（軽快）証明書

学 校 名 : 岩沼市立岩沼小学校
学年 ・ 組 : 第 _____ 学年 _____ 組
児 童 名 : _____ さん
病 名 : _____
診断（発病）年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記治療の結果治癒軽快し、 _____ 月 _____ 日（ _____ ）より登校してもよいことを
認めます。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

岩沼市立岩沼小学校長殿

岩沼市学校保健会